

## 岐阜県社会福祉法人経営者協議会・青年部会内規

### (設 置)

第1条 この会は、岐阜県社会福祉法人経営者協議会（以下、「県経営協」という。）の内部組織として設置される。

2 この会は、全国社会福祉法人経営者協議会「運営内規」第8章第21条に基づいて設置される全国社会福祉法人経営青年会の岐阜県組織としての性格を有する。

### (名 称)

第2条 この会は、岐阜県社会福祉法人経営者協議会・青年部会（以下、「本会」という。）と称する。

### (事 務 所)

第3条 本会は事務所を岐阜県社会福祉協議会内に置く。

### (目 的)

第4条 本会は、青年経営者等の資質向上のため、社会福祉事業の経営に関する調査研究および研修等を行うことを目的とする。

### (事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の資質向上のための研修
- (2) 社会福祉法人、施設における経営、財務、労働時間諸問題に関する調査研究
- (3) 会員相互の情報交換、研鑽、交流
- (4) 県経営協事業への協力
- (5) 全国社会福祉法人経営青年会事業への協力
- (6) その他、目的達成に必要な事業

### (会 員)

第6条 本会の会員は、満55歳未満の社会福祉法人役員および施設幹部職員とする。

2 本会への入会は、所属法人の理事長の得た、社会福祉事業の経営について学習・自己研鑽に意欲のある者であって、理事会で承認された者とする。

3 会員は、満55歳に達した年度末をもってその資格を失う。

### (会 費)

第7条 会員は、総会で決定した本会で決定した本会会費に加え、全国社会福祉法人経営青年会会費を納入しなければならない。年度途中に入会した場合についても同額とする。

### (退 会)

第8条 会員が本会を退会しようとするときは、その理由を明らかにして、会長に文書をもってその旨を届け出なければならない。

(除 名)

第9条 会員が、会員たる義務に反し、本会の名誉を毀損したときは、総会の議決を経て除名することができる。

(役 員)

第10条 本会に次の役員を置く。

(1) 理 事 8名

(2) 監 事 2名

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。

3 会長及び副会長は、理事会において互選し、総会において承認を得る。

4 理事は、総会において会員の中から選任する。

5 監事は、総会において会員の中から選任する。

(役員の仕事)

第11条 役員は次の職務を行う。

(1) 会長は本会を代表し、本会の会務を総括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(3) 理事は、理事会を組織し、総会で議決した業務を執行する。

(4) 監事は、本会の事業並びに会計を監査し、総会に報告する。

(総 会)

第12条 総会は、会員をもって構成し、毎年1回以上会長がこれを召集する。

2 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算に関する事項

(2) 事業報告及び決算に関する事項

(3) 内規並びに本会の運営に必要な規程の制定または改廃に関する事項

(4) その他、会長が付議した事項

3 総会は、会員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

4 会長は、会員総数の3分の1以上の者がその理由を示して総会の開催を求めたときは、すみやかにこれを召集しなければならない。

5 総会の議事は、特段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について、代理者にその権限を委任し、議決に加わることができる。

7 総会の議長は、その都度出席者の互選とする。

(理 事 会)

第13条 理事会は、理事をもって構成し、必要に応じて会長がこれを召集する。

2 理事会は、次の業務を代行する。

- (1) 事業計画の立案及び予算の執行に関する事項
- (2) 総会に付議する事項または、総会より付託された事項
- (3) 会員の資格審査に関すること
- (4) その他、会長が必要と認めた事項

3 理事会の議長は会長がこれにあたる。

(相談役)

第14条 本会には、相談役を置くことができる。

(任期)

第15条 役員および相談役の任期は、県経営協に順ずるものとする。

(委員会)

第16条 本会には、必要に応じて委員会を設けることができる。

(事務局)

第17条 本会の業務を執行するための事務局を置き、その事務については、岐阜県社会福祉協議会に委託する。

(会計年度)

第18条 会計の経費は、会費、県経営協の助成金、その他の収入をもってあてる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

3 会計の取り扱いは、県経営協に順ずるものとする。

(県経営協との連携)

第19条 県経営協との連携を確保するため、本会事業計画、予算等所要の事項については、県経営協理事会と協議し、調整を図るものとする。

2 全国社会福祉法人経営青年会岐阜県代表委員として、本会会長を県経営協会会長へ推薦する。

付 則

- 1 この内規は、平成13年6月5日から施行する。
- 2 この内規は、平成15年6月6日から一部改正施行する。
- 3 この内規は、平成23年6月23日から一部改正施行する。
- 4 この内規は、平成25年6月13日から一部改正施行する。
- 5 この内規は、平成31年4月1日から一部改正施行する。
- 6 この内規は、令和元年5月21日から一部改正施行する。